

定 例 教 育 委 員 会 次 第

令和7年3月26日（水曜日）
10時00分～

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事（公開）

付議第43号議案

令和7年度佐賀県教育施策実施計画について

（教育総務課）

付議第44号議案

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

（教育総務課）

付議第45号議案

佐賀県教育センターの管理に関する規則及び教育委員会事務局専決規程の一部改正について

（教育総務課）

付議第46号議案

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部改正について

（教育総務課）

付議第47号議案

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則（案）について

（特別支援教育室）

付議第48号議案

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

（教職員課）

付議第49号議案

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の

一部を改正する規則（案）について

（教職員課）

付議第 50 号議案

佐賀県教育職員免許状再授与審査会規則(案)について

（教職員課）

付議第 51 号議案

市町立学校学級編制基準（案）について

（教職員課）

付議第 52 号議案

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施方針素案（案）について

（教育振興課）

4 事務局報告（公開）

（1）令和 7 年 2 月定例県議会における主な質問事項について

（教育総務課）

（2）第 79 回国民スポーツ大会冬季大会の結果について

（保健体育課）

（3）次回定例教育委員会について

令和 7 年 4 月 23 日（水）14 時 00 分～

（教育総務課）

5 教育長報告（非公開）

教育長の臨時代理について

6 事務局報告（非公開）

（1）県立高校の在り方について

（教育振興課）

（2）令和 7 年度中高一貫教育校佐賀県立中学校入学者選抜結果及び彩志学舎中学校
入学希望者状況について

（学校教育課）

(3) 令和7年度スーパーティーチャーの認証について

(教職員課)

(4) 教職員人事異動の概要について

(教職員課)

(5) 慰謝料請求事件の取下げについて

(教職員課)

定例教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 令和7年2月13日（木曜日）
2 場 所 教育委員会室
3 参集者 甲斐教育長、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、荒木委員、溝上委員、嘉村副教育長、松尾総体 2024 総括監、内田副教育長、川崎教育総務課長、岡教職員課長、池田生徒支援室長、江口保健体育課長 ほか

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

（1）開 会 10時00分

（2）前回議事録の承認

このことについて、甲斐教育長は会議に諮り、委員会は承認した。

（3）事務局報告

- ① 江口保健体育課長は、第79回国民スポーツ大会冬季大会について、資料に基づき次のとおり報告した。

（江口保健体育課長）

資料1-1をご覧ください。第79回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会について報告する。今回行われるスキー競技会は令和7年2月13日（木）～16日（日）まで、秋田県鹿角市の花輪スキー場で開催される。佐賀県からは、ジャイアントスラロームに少年男女3名が出場する。少年男子は佐賀西高校2年生の稲増選手、少年女子は鹿島高校1年生の栗原選手、佐賀西高校1年の西村選手が出場する。

【主な質問等】

（飯盛（清）委員）

第79回はSAGA国スポと同じ大会なのか。

（江口保健体育課長）

次の2025年の大会である。

（飯盛（裕）委員）

この生徒たちは社会体育で習っているのか。

（松尾総体 2024 総括監）

なかなか佐賀でスキーができないが、1つは両親や祖父母がスキーをされていて、小さい時からスキーに慣れていた。栗原さんがそうである。稲増さんと西村さんは佐賀に天山スキー場があった時に県連がジュニアスキー教室を開催していた。その中で興味を持った方が県連の中のジュニアクラブに加入されて、夏場は

サマースキー、冬場は北海道に遠征に行くなどしてずっとスキーに親しんで来たということである。天山スキー場がなくなってからは、その教室ができなくなったため、ちょっと先細りの傾向がある。

(飯盛(裕)委員)

練習をするとしたら九重。なかなか練習できる環境が近くにない。

(松尾総体2024総括監)

国スポまでは強化費がスキー連盟にも入っていたので、有名な選手を呼んだり、北海道に1週間ほど遠征に行くこともあったが、来年度からどうなるかというところはまだはっきりしてない。

② 川崎教育総務課長は、次回定例教育委員会について、次のとおり報告した。

(川崎教育総務課長)

次回定例教育委員会は、3月26日(水曜日)10時00分から開催する予定としている。委員の出席をお願いしたい。

(4) 議事

教育長は非公開を宣言した。

【付第38号議案】

佐賀県いじめ問題対策委員会への諮問について

このことについて、議案書により池田生徒支援室長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第39号議案】

教職員の人事について

このことについて、議案書により岡教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(5) 閉会 10時42分

臨時教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 令和7年3月7日（金曜日）
- 2 場 所 教育委員会室
- 3 参集者 甲斐教育長、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、荒木委員、嘉村副教育長、川崎教育総務課長、岡教職員課長 ほか

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

(1) 開 会 9時00分

(2) 議事

教育長は非公開を宣言した。

【付第40号議案】

令和7年度小・中・義務教育学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により岡教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第41号議案】

令和7年度県立学校教職員（管理職）異動について

このことについて、議案書により岡教職員課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

【付第42号議案】

教育委員会事務局等職員の人事について

このことについて、議案書により川崎教育総務課長が説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(7) 閉 会 9時26分

令和7年3月定例教育委員会資料

(令和7年3月26日)

議 事 【公 開】

佐賀県教育委員会

付第43号議案

令和7年度佐賀県教育施策実施計画について

このことについて、別紙のとおり策定する。

令和7年度
佐賀県教育施策実施計画
(案)

令和7年3月

佐賀県教育委員会

I 志と誇りを高める教育の推進

目指す未来の姿

子どもが高い志と佐賀への誇りを持って、未来の佐賀や世界で活躍する姿を思い描きながら、失敗を恐れずに挑戦し続け、主体性と自信をもって生き生きとたくましく活動している。

取組方針・内容

- ① 子どもと向き合うときの基本姿勢として「ほめるから、はじめる。はじまる。」を合言葉に、子どもの夢ややりたいことを応援することで、高みを目指して頑張る姿勢を後押しして、一人一人の子どものよさや可能性を最大限に伸ばし、志と誇り、優しさを持った「骨太な子ども」を育てていきます。

「認めて、ほめる」教育活動の推進

- ・ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもの主体的な考えや挑戦を尊重して子どもと肯定的に向き合い、「認めて、ほめる」教育を行うことで、子どもの自己肯定感や自己有用感を高めます。

- ② 県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図るとともに、次世代を担う人材の育成・輩出を目指す唯一無二の誇り高き学校づくりを推進します。

唯一無二の誇り高き学校づくりの推進

- ・ 県立高校と地域等の協働により、特色ある教育活動を展開することで、生徒の資質・能力を育み、次世代を担う人材の育成・輩出を目指します。
- ・ 「高校進学説明会」の開催や「地域みらい留学」を通じた生徒の全国募集、県立高校の普通科改革などの取組により、県内外からの志願者の増加を図ります。
- ・ 全国から入学する生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、住まいなどの生活環境を充実させます。

- ③ 子どもが自己有用感を持って主体的に学び、活動することを促します。

コミュニティ・スクールを活用した特色ある学校づくり

- ・ コミュニティ・スクールの趣旨や目的の理解を深めるとともに、コミュニティ・スクール導入による教育的な効果を普及啓発していきます。

- ④ ふるさと佐賀への誇りや愛着を持ち、佐賀のよさを語るができる子どもを育てます。

さがを誇りに思う教育の推進

- ・ 郷土学習資料と映像資料を用いた学習活動を行い（中学・高校）、佐賀に関する講演会（高校）や郷土学習の成果を発表する場（小・中・高校生）など、体験活動を活用する場を設けます。

- ⑤ 子どもが社会的・職業的自立に向け、自らの生き方について考え、希望する進路を実現できる体制を整えます。

さんフェア SAGA2026（令和8年度全国産業教育フェア）開催への対応

- ・ 令和8年度に佐賀県で開催予定の「さんフェア SAGA2026」に向け、県内高校生の、大会への主体的な参画及び競技力向上を図ります。

地域産業を担う人材の育成

- ・ 県立専門学科高校等での産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成するため、県内事業所と学校との連絡調整や関係づくりを進めます。

社会情勢の変化に対応した人材の育成

- ・ 県内工業系高校で、デジタル化に対応した教育内容であるロボット技術について、教員の指導力向上及び生徒の技術習得に重点的に取り組み、新しいニーズに対応した産業人材の育成を目指します。

⑥ 様々な文化を理解し、歴史を見つめ直す機会となった「2019さが総文」を契機に、新しい文化を創造できるような、創造力を持った子どもを育てます。

文化芸術活動の活性化

- ・ 生徒の部活動の選択肢や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。

Ⅱ 自分らしく学べる「さがん学び」の推進

目指す未来の姿

子ども一人一人が個性を発揮し、多様な人々と協働しながら、創造力や構想力を持って主体的に学んでいる。

取組方針・内容

① 自分に自信を持ち、夢や目標を実現しようとする子どもを育てます。

「個に応じた指導」と「多様な人々との協働的な学び」の充実

- 子ども一人一人に応じた学習活動・課題に取り組む機会を設定し、子ども自身の学習が最適となるよう授業の改善・充実を図ります。また、多様な人々と連携した探究的な学習や体験活動を行います。

少人数学級等の推進

- 少人数学級を基本とし、きめ細かな指導で児童一人一人の成長をサポートします。令和7年度は、国に先駆けて中学1年生への少人数学級を導入します。

小学校教科担任制の推進

- 小学校中高学年において義務教育9年間を見据えた専門性の高い教科指導を行います。また、小学校外国語活動・外国語については、指導研究を行う学校の研究成果の普及を図ります。

ICT活用教育の推進

- 校種別授業公開、教科別研修等により、教職員のICT活用指導力の向上を図ることで、1人1台端末を活用した授業改善やデジタル技術を活用した教育活動を充実させます。また、各県立学校ごとにICT活用に関する取組目標を設定し、計画と実践、振り返りを経て、取組の改善・充実に努めます。

② 子どもの学力向上を図ります。

県調査、全国調査の分析と結果の活用促進

- 県調査及び全国調査を実施し、結果分析を行うことで、一年間の学力向上検証改善サイクルに取り組みます。

学力向上対策の充実

- 4つの取組（全職員による共通理解と共通実践、学習内容の定着に向けた分かりやすい授業の実践、授業改善に向けた校内研修等の充実、家庭学習の充実に向けた指導の徹底）の強化に向けた支援を行います。

③ 授業改善に取り組み、教員の指導力向上を図ります。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の改善・充実

- 学習指導要領の理念や趣旨の浸透を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善について理解を深める教育課程研修に取り組みます。

授業改善の推進

- 初等教育及び中等教育（小・中・高）に関する学力向上や教育課程の課題について研究を行う学校を指定し、授業改善と教職員の資質の向上を図る実践研究を行い、その研究成果を県内学校へ公表します。

教員の指導力向上

- ・ 学習指導要領の趣旨と主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研究・研修・学校支援の充実を図ります。

④ 家庭学習の時間確保が課題であるため、家庭学習の習慣化を通して、子どもの学ぶ力を育てます。

学校と家庭・地域との連携

- ・ 家庭学習の手引きの活用により、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

⑤ 学びの連続性を意識した効果的な指導方法を構築します。

校種間連携の推進による効果的指導法の構築

- ・ 幼保・小・中・高の校種間連携の取組を支援し、子どもの発達段階の違いを踏まえた学習指導や生活指導などの在り方の相互理解を促進します。小・中学校においては、義務教育9年間を見通した体系的で連続性のある指導が行われるよう、市町教育委員会及び各学校の取組を支援し、指導方法の工夫・改善に取り組みます。

佐賀大学及び西九州大学との連携による取組

- ・ 佐賀大学及び西九州大学と連携し、各プロジェクトによる具体的な取組を充実させます。

⑥ 中高生の海外での挑戦を応援します。また、多様な文化・価値観を理解し、主体的に行動できる子どもを育てるとともに、外国につながる子どもも安心して学べる環境を整えます。

海外からの留学生や学校交流の受入促進

- ・ 海外からの留学生の受入調整や海外の学校と県内の学校とのマッチングなど、海外との交流に関するコーディネートを行い、交流が円滑に行われるよう支援します。また、ホストファミリーのバンク登録者によるホームステイ受入れを推進します。

海外留学、海外研修に対する支援

- ・ 海外への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中・高校生の海外留学や海外研修を推進します。

体験的外国語活動の推進

- ・ 各学校への外国人講師の派遣や体験的外国語活動の推進などにより、授業で学んだ外国語を使いこなす機会を増やし、コミュニケーション力の向上を図ります。

英語教育の改善充実

- ・ 外部有識者や小・中・高の英語部会会長等で構成された英語学力向上対策検討委員会を通して、言語活動を中心とした授業改善と、中学3年生への英検3級受験料補助を行うモデル事業による英語力向上に向けた取組の検証を行い、英語教育改善及び充実を図ります。

外国につながる子どもの実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援の充実

- ・ 外国につながる子どもたちが円滑に学校生活を送り、学習に取り組めるように、日本語指導の工夫改善や支援体制の整備を進めていきます。

Ⅲ 健やかな佐賀の子どもを育む教育の推進

目指す未来の姿

子どもが、生涯にわたってたくましく生きるために、自らの健康や体力に関心を持ち、自ら進んで学び、実践する能力を身に付けている。また、自他の生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、感動する心など、豊かな感受性や人を想う優しさを身に付けている。

取組方針・内容

① 子どもの健康な体づくりを応援します。

体力向上へ向けた学校の取組の充実

- 各学校が体力向上のための目標を設定し、全国調査等の結果分析により学校の実態を把握することで、課題に応じた体力向上に取り組むことができるよう、実践例の共有等の支援を行います。

学校体育の充実

- 小中学校の体育授業に授業協力者を派遣し、児童・生徒が意欲的に取り組めるよう指導内容の充実や教員の資質向上を図ります。

運動部活動の推進

- 部活動指導員及び外部指導者の派遣等、運動部活動の推進を図ります。

② 自ら率先して望ましい食生活を形成できる子どもを育てます。

安全安心な学校給食の実施

- 給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごせるように異物混入、食物アレルギー等に対するリスク管理や緊急対応が適切に行えるよう教職員の資質向上に取り組みます。

食育の充実

- 各学校において、食育を推進するための運営組織が整備され、「食に関する指導の全体計画」に基づき、食育推進の意義や役割を踏まえた食育指導が学校全体で実践されるよう、食育の充実に向けた取組を推進します。

③ 自分の健康について、自分で考え行動できる子どもを育てます。

学校保健の推進

- 子どもの基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進します。また、体系的な研修を通して、養護教諭としての専門的知識の習得や実践的指導力の向上を図ります。

性に関する指導の推進

- 性に関する指導を学校保健計画に位置付け、学校教育全体を通し、子どもの心と体のバランスに配慮した性に関する指導の取組を推進します。

がん教育の推進

- 学校におけるがん教育を推進することで、子どもが、がんについて正しく理解し、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにします。

④ 子どものニーズに合った部活動に取り組めるように、「SAGA部活」(※)を推進します。

持続可能な部活動に向けた改革の推進

- ・ 県教育委員会が主体になり、県の関係部局、県内競技団体等と連携し、「チームSAGA部活」として指導者確保等の諸課題に取り組みます。

スポーツ活動の活性化

- ・ 合同部活動や拠点方式等、実情に応じた取組を推進し、地域人材やSAGA2024で活躍したアスリートの参画により、適切な指導を受けることができる環境整備を行い、子どもの「競技力をあげたい」「スポーツを楽しみたい」などのニーズに合った活動ができるようにします。

文化芸術活動の活性化

- ・ 志をもって部活動に取り組む生徒が増え、県総文祭を核とした佐賀の文化芸術活動の活性化につなげるため、生徒が様々な部活動に挑戦できる機会や全国レベルの文化芸術に触れる機会を確保します。

⑤ 社会の中で、様々な人々と互いを尊重しながら生きることや、他者と協働しながらよりよい社会の実現を図ることが求められていることから、豊かな感性や想像力、表現力を持った子どもを育てます。

道徳教育の推進

- ・ 道徳教育に係る研究校及び加配校における成果の周知等を通して、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の強化と全体計画に基づく道徳教育の確実な実施を推進し、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の一層の充実を図ります。

読書活動の充実

- ・ 朝読書や資料を活用した学習などに利用できる図書の実質や、学校図書館を拠点とした読書活動の実質に向けた取組を推進します。

体験活動の推進

- ・ 発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊活動、職場体験活動などの取組を推進します。

人権・同和教育の推進

- ・ 教育活動全体を通して、人権問題に関する正しい知識や豊かな人権感覚を身に付けさせ、自他の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成します。

主権者教育の推進

- ・ 小・中・高等学校において主権者教育を推進し、国家・社会の形成者として求められる子どもの資質・能力を育みます。また、高等学校においては、国の副教材の活用や選挙管理委員会等と連携し、指導の一層の充実を図ります。

※「SAGA部活」とは

佐賀県が市町と連携して取り組む部活動改革のことです。これからの部活動は、学校部活動以外にも地域との連携による様々な形が考えられます。子どもがスポーツや文化芸術等に親しむ機会を将来にわたって確保していくため、地域の状況に応じた様々なパターンの活動を応援していきます。

IV 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進

目指す未来の姿

学びを必要とする誰もが、それぞれの個性や多様な価値観が尊重される場で、安心して学ぶことができている。また、子どもが自分の学校の在り方について議論できる場など、子どもが自由に選択できる環境が整っており、多様な経験を重ねている。

取組方針・内容

① 特別な支援が必要な子ども一人一人のニーズに応じた必要な支援を行います。

特別支援学校における特別支援教育の充実

- ・ 「鳥栖特別支援学校」の整備など、教室不足に対応した教育環境の改善を図ります。また、自力での通学が困難な子どもの様々な通学支援や就労を目指す生徒の支援を行います。

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 特別支援教育エリアリーダーの配置や各種研修の実施などにより、校内支援体制の充実や教員の専門性の向上を支援します。

インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実

- ・ 市町教育委員会に対し、就学事務に係る情報提供などにより、インクルーシブ教育システム構築を支援します。

学校における医療的ケア実施体制の強化

- ・ 「医療的ケアアドバイザー」の配置などにより、特別支援学校における医療的ケア実施体制の強化を図ります。

② 県民の『学びたい』というニーズに応えます。

県立夜間中学 彩志学舎中学校の教育環境の充実

- ・ 誰もが義務教育の学び直しの機会が得られるよう、佐賀県立夜間中学「彩志学舎中学校」の教育環境の充実を図ります。

定時制高校・通信制高校の充実へ向けた検討

- ・ 県民の多様なニーズに対応し、一人一人が目標に向かって前向きに挑戦することができるよう、通信制高校や定時制高校の在り方の検討を進めていきます。

③ 子どもの主体性を尊重し、子どもが自分らしく学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

校則の見直し

- ・ 子どもが校則（学校のきまりなど）について主体的に議論できる場を設け、子ども、保護者、教職員の合意形成を図りながら、校則の不断の見直しを進めます。

制服を自由に選択できる環境づくり

- ・ 県内全ての子どもが自分らしく安心して学校生活を送ることができるよう、自由に選択できる制服の導入を促進し、一人一人の個性や多様性を尊重する意識の醸成を図ります。

- ④ 不登校については「魅力ある学校づくりと初期対応」「一人一人の状況に応じた支援」を、いじめについては「未然防止」「早期発見・早期対応」「再発防止」を徹底し、誰もが、安心して、学べる学校を目指します。

不登校対応の充実

- ・ 県内すべての公立学校の子どもが、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備するとともに、不登校の状況に応じて小・中学校での別室（校内教育支援センター）対応への支援を行います。また、県内すべての公立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校だけでは解決困難な課題について、家庭や関係機関等と連携・協力する取組を支援します。

いじめ問題対策の充実

- ・ 専任の相談員による電話相談窓口を設置する等、いじめ問題に悩む子どもや保護者が相談しやすい環境を整備し、いじめ防止のための研修会の開催等により教員の意識・対応力向上に努めます。

教育相談体制の充実

- ・ 各学校の管理職、教育相談コーディネーター、学級担任、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となり、児童生徒の悩みに組織的に対応する体制を整えることで、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

- ⑤ 生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるような子どもを育てます。また、子どもが安心して学べるよう、安全安心な学びの場を提供します。

安全教育の推進

- ・ 避難訓練を含む様々な安全教育を学校安全計画に位置付け、学校教育活動全体を通じ、緊急時を想定した危機回避能力を身に付ける学校安全に関する教育を推進します。また、学校安全計画の検証・改善に努めます。

学校施設の整備推進

- ・ 学校施設の特性に応じた長期保全計画（個別施設計画）に基づき計画的に施設の改築及び保全工事を実施することで、県立学校施設の老朽化対策を行うとともに、教育環境の充実を図るため必要な施設の整備を行います。また、市町立学校でも、老朽化対策などによる施設環境の改善が計画的に実施されるよう、国庫補助事業の活用には当たっては文書通知による情報提供だけでなく、ヒアリングや現地確認の機会も捉えて施設の現状を踏まえた助言をするなどの働きかけを行います。

※「さがすたいるスクール」について

佐賀県では、お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが自然に支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めています。

学校においても「さがすたいる」のコンセプトを取り入れ、誰もが、それぞれの個性や多様な価値観が尊重され、安心して学ぶことができる学校づくり「さがすたいるスクール」の取組を進めています。



V 教育DXの推進と学びを支える環境づくり

目指す未来の姿

教育DXによる大胆なデジタル化が浸透し、優秀な教職員が確保・育成されるとともに、安全・安心で質の高い学習環境が確保されるなど、子どもの学びを支える環境が整備されている。このことを通じて「誰もが いつでも どこでも 誰とでも 自分らしく学ぶことができる 子ども主体の学び」が実現し、創造力や構想力に富む、佐賀の未来を担う多様な人材が育っている。

取組方針・内容

① Society5.0時代の到来を見据え、多様で幅広い視点で課題解決に向かう力を持った子どもを育てます。

ICT活用教育の推進

- ・ 校種別授業公開、教科別研修等により、教職員のICT活用指導力の向上を図ることで、1人1台端末を活用した授業改善やデジタル技術を活用した教育活動を充実させます。

DI（デジタルイノベーション）人材の育成

- ・ 産学金官連携で創設したDI SCHOOL「SEIRENKATA」により、高校生が最先端デジタル技術や佐賀の地元学を学ぶことで、将来佐賀で活躍するDI人材の育成を進めます。

教育DXの推進

- ・ 1人1台端末や電子黒板などの機器類のICT活用教育の環境整備を行い、デジタル教材を活用することで授業や家庭学習における自分で考え伸びようとする姿勢を応援します。また、県立学校におけるクラウドサービスの活用を推進し、佐賀県全体を学びのフィールドとして、どこでも学べる環境を実現します。

市町におけるGIGAスクール構想の支援

- ・ 全国に先駆けてICT活用教育に取り組んできた県の知見を活かして、市町におけるGIGAスクール構想を積極的に支援し、ICT活用教育総合サイト「Eコネクト」や佐賀県ICT活用教育推進協議会にて端末活用好事例等の情報交換や端末更新を推進することで、全県規模でICT活用教育を推進します。

情報セキュリティ対策の強化

- ・ 学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を受け設置した、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会の提言を踏まえ、実施計画に基づき情報セキュリティ対策に取り組みます。

② 働き方改革や教職員が生き活きと活躍できる職場づくりを推進します。

教職員の多忙化の軽減

- ・ 業務のシステム化やスリム化、好事例の共有などの取組を継続し、「学校現場の業務改善計画」を実践します。また、教員業務支援員をはじめとする各種支援スタッフの配置や教育行政職員による校務運営への参画など、子どもの学びを支える「チーム学校」の体制づくりを一層進めることで、課題への対応や教員の多忙化の軽減に向けて取り組みます。

教職員の心身の健康管理の充実

- ・ 心身の健康に関する各種研修や各種講習を通して、自らの健康への意識啓発と、健康診断・ストレスチェック結果を踏まえた生活習慣の改善やストレスへの対処などのセルフケア能力の向上を促します。また、労働安全衛生管理体制の整備・充実を図り、相談や情報交換が気軽に行える職場づくりを支援するなど、教職員が健康で生き活きと活躍できる環境を整えていきます。

若手教員のサポート体制の充実

- ・ 教育事務所による学校訪問や、悩み相談ステーションの活用により、経験豊富な先輩教員に気軽に悩みを相談できる体制を整えます。また若手教員で集まり、相談できる場を設けることで、若手教員同士が同じ目線で悩みを共有できる機会を創出します。

③ 学校における人的教育環境を充実させます。

教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実

- ・ 教員採用試験の改善・充実により、教員に必要な資質や能力を持つ多様な人材を幅広く求め、教育現場の課題に適切に対応できる教員の確保を図ります。

教職の魅力発信

- ・ 教員採用試験の説明会や教員を目指す高校生向けのプログラムなどの場で、教職の魅力を発信します。また、「さが」の魅力、「先生」の魅力を発信するWebサイトを効果的に運用し、受験者確保に努めます。
- ・ 大学生教職体験プログラム事業を実施し、県内や隣県の大学生（主に大学1年生）が県内の学校現場で、教員や生徒との交流、教育活動の体験の機会を創出することで、早期から「佐賀で教員になりたい」という気持ちを持った学生が増えるよう、魅力発信に努めます。

教職員の養成・育成

- ・ 県内大学と連携し、養成課程の評価・改善に取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めます。その他、県の教員育成指標及び教員研修計画に基づく教職員のキャリアステージに応じた研修、民間企業等への派遣研修及び体験研修等を通して、資質向上を図ります。また、県内の教育現場において、様々な教育活動に大学生が携わる「学校支援活動」等を推進します。

教職員の服務規律の徹底

- ・ 毎月管理職が所属教職員に対して行う服務指導「ゼロの日」の取組、教職員への研修などを通じて、職責の重要性の自覚と、服務規律の保持に努めます。不祥事等の発生防止に向け、教職員一人一人の意識への働きかけや各種研修の内容の充実を図ります。

④ 学校の活性化や人材の育成及び意欲や専門性に富んだ人材の活用を図ります。

教職員人事評価制度の活用

- ・ 「教職員人事評価制度」においては、教職員に求められる資質・能力、学習指導、生徒指導、学校経営などの力を整理し、業績と能力の両面からの評価及び評価者からのフィードバックを通して、職務遂行能力の向上を促します。また、適正な評価が行われるように、評価者を対象とした研修を実施します。指導不適切教員等に対しては、研修の一層の充実を図るとともに、人事上の措置についても適切に対処します。

意欲や専門性に富んだ人材の活用

- ・ 各学校の特色ある教育活動の実現・推進を人事配置面から支援し、個々の教員の熱意や創意工夫を教育課題の解決に役立てます。また、意欲や創造性を持った教員や、一定の専門性を備えた教員などの情報を集約し、これらの教員を核とした地域や学校での課題解決力の向上を図ります。

⑤ 子どもが安心して学べるよう、安心安全な学びの場を提供します。

学校施設の整備推進

- ・ 学校施設の特性に応じた長期保全計画（個別施設計画）に基づき計画的に施設の改築及び保全工事を実施することで、県立学校施設の老朽化対策を行うとともに、教育環境の充実を図るため必要な施設の整備を行います。また、市町立学校でも、老朽化対策などによる施設環境の改善が計画的に実施されるよう、国庫補助事業の活用に

当たっては文書通知による情報提供だけでなく、ヒアリングや現地確認の機会も捉えて施設の現状を踏まえた助言をするなどの働きかけを行います。

学校の危機管理体制の確立・強化

- ・ 「教育現場における安全管理の手引き」や危機管理マニュアルを絶えず検証し、見直しを行います。

⑥ 子どもの「学校で学びたい」という姿勢を応援します。

修学支援の充実

- ・ 県立高校に在学する生徒に対し就学支援金を支給、高校生等がいる低所得世帯の保護者等に対し奨学給付金を支給することで、県立高校における授業料等の経済的負担の軽減を図ります。また、経済的理由により修学が困難な高校生に対し、要件を満たす希望者全員に育英資金を貸与します。

(巻末資料) 令和7年度の主な事業

(単位：千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額(事業)	課・室名
I 志と誇りを高める教育の推進			
1 SAGA唯一無二の学校魅力化促進事業	<p>県立高校の魅力や強みを磨き上げ、県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図るとともに、次世代を担う人材を育成・輩出することを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校(9校)に対する伴走支援 ・生徒の県外募集(県境対策)の促進 ・生徒の全国募集(地域みらい留学)の促進 ・カリキュラムの磨き上げによる新しい教育内容の実現 ・学校魅力化コーディネーターの配置(9校のうち3校)等 	37,934	教育振興課
2 SAGAハイスクールプロモーション事業	<p>県内高校の特色や魅力について積極的かつ効果的に情報発信することにより、県内外からの進学を促進し、唯一無二の誇り高き学校づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校進学説明会、県外向けRRの実施 ・「地域みらい留学」への参画(有田工業高校、唐津青翔高校) ・有田町が行う全国募集で入学した生徒への生活支援に対する補助 ・ハウスマスターの配置等 	31,169	教育振興課
3 県立高校普通科改革推進事業	<p>県立高校普通科において、学科等の見直しを推進することにより、高校の特色化や魅力化の促進を図るとともに、社会のニーズや生徒の興味・関心等を踏まえた教育の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校普通科の学科、コースやカリキュラムの見直し ・教職員研修の実施 ・学科、カリキュラム等の見直しに係る情報発信 	8,242	教育振興課
4 唐津青翔高校TSUNAGARUプロジェクト事業	<p>多様な生徒が唐津青翔高校に入学し、「未来」・「世界」・「地域」とつながりながら学び合うことにより、骨太でたくましい人材を育成するとともに、県外からの入学者増により唐津青翔高校の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唐津青翔高校特別教室棟改修、初度設備整備 ・交流拠点(寮)の整備 	151,008	教育総務課 教育振興課
5 唐津地区における生徒の生活環境整備事業	<p>唐津市内に高校生を対象とした寮(西唐津職員宿舎を活用)を整備し、県内外から県内高校への進学を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び居室の整備 ・令和8年4月の本格稼働に向けた準備等 	82,115	教育総務課 教育振興課
6 唐津地区寮食堂整備事業	<p>唐津市内に高校生を対象とした寮(西唐津職員宿舎を活用)を整備し、県内外から県内高校への進学を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂の初度設備の整備 	17,113	教育振興課
7 クロストレーニングモデル事業	<p>令和6年度に「スポーツ科」が新設された佐賀東高校において、クロストレーニングを行い、選手・チームのレベルアップ及び生徒のスポーツへの興味関心を高め、多角的にスポーツを視ることができるとともに、人材を育成する。</p>	1,412	保健体育課
8 県立高校6次化実践プログラム事業	<p>各専門分野で活用した新しい教育方法により、高校や専門分野を生かした文理融合型の教科等横断的な学びを実践するカリキュラム開発や、大学、研究機関等の関係機関との連携体制の構築を図り、新しい時代の高等学校改革の姿を創造する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術(遠隔・オンライン・メタバース)を活用した新しい教育方法の導入 ・学校の特色や地域性を生かした創造力を育む文理融合型の学びの実践 ・専門的知見・先端技術を活用した、地域をまなぶ人材の積極的な活用 	3,600	教育DX推進グループ
9 キャリア教育支援事業	<p>生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校におけるキャリア教育に係る活動 ・学年別、志望校別合同学習会、学科ごとの学習会 ・科学の甲子園などを通じた科学的思考力の育成等 	16,435	学校教育課
10 大学受験力及び学力向上推進事業	<p>令和4年度から年次進行で段階的に適用されている新学習指導要領に対応し、各学校が実施する教員の指導力の向上や学校の組織的指導体制の充実を図るための取組等を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員研修支援 ・スーパーティーチャー等による若手教員の指導力向上研修 ・教育課程研究支援 	3,815	学校教育課
11 未来SAGAキャリアサポート推進事業	<p>県立専門学科高校での産業教育を通して、地域産業を担う人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内就職を支援する支援員の県立専門学科高校等への配置(8人) ・体験型合同企業説明会の実施等 	34,319	学校教育課

(巻末資料) 令和7年度の主な事業

(単位：千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額(事業)	課・室名
12 SAGAマイスターハイスクールプロジェクト事業	<p>専門系高校で、教員の指導力向上及び生徒の技術習得に重点的に取り組み、新しいニーズに対応した産業人材の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国産業教育フェア開催に向けた競技力の向上事業 ・全国産業教育フェア（ロボット競技全国大会等）の視察 ・専門員会の開催 ・全国産業教育フェア佐賀大会ブレ大会の実施 	28,643	学校教育課
13 さがを誇りに思う教育推進事業	<p>佐賀県のよさを知り、佐賀県の歴史・文化・自然などに対し誇りと自信を持つ生徒を育む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土学習資料『佐賀語り』『佐賀巡り』の増刷・配布 ・ふるさと学習コンクールの実施 ・県立高校における講演会の開催 	4,381	学校教育課
II 自分らしく学べる「さがん学び」の推進			
14 全国学力・学習状況調査を活用した学力向上対策事業	<p>全国学力・学習状況調査及び佐賀県小・中学校学習状況調査を活用した検証改善サイクルを徹底し、調査結果の検証等に基づいた学力向上対策の改善・充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証改善サイクル確立による学力向上対策の推進 ・調査結果の分析 等 	3,783	学校教育課
15 学びのSAGAアクティブ推進事業	<p>佐賀県小・中学校学習状況調査のあり方を見直し、教員による学力向上の取組の充実や児童生徒が自分らしく主体的に学べる環境を提供することで学習上の課題への対応を図る。</p> <p>調査問題に係る業務（作成・採点・入力・分析等）の業者委託により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学習状況に係る詳細なデータの提供 ・個々に応じたフォロープリントの提供 	17,687	学校教育課
16 家庭・地域の教育力向上推進事業	<p>子供たちの学習習慣確立に向け、学校現場と家庭・地域が連携した取組の一層の充実を図り、県全体で学力向上に向けた機運の醸成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力向上フォーラムの開催、家庭学習リーフレットの更新、PTA関連の研修会への講師派遣 等 	1,187	学校教育課
17 中学生の英語力向上事業	<p>県内公立中学校において、令和9年度までに英検3級（CEFR A1レベル）以上の英語力を有する生徒の割合が60%に達するよう授業改善や家庭学習の充実に取り組む中、英検の全員受験（全額補助）を試行することで、生徒のポテンシャルを引き出すとともに、受験機会の拡充が及ぼす効果等を測定し、今後の英語力向上対策に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の市町立中学校に在籍する3年生を対象としたモデル事業 <p>※唐津市、嬉野市、基山町で実施</p>	6,995	学校教育課
18 放課後等補充学習支援事業	<p>授業による指導だけでは学習内容の定着が図れていない生徒のため、放課後等に補充学習を実施する市町への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材を活用した放課後や長期休業中の補充学習の実施に対する支援（市町立中学校61校を予定） 	12,810	学校教育課
19 <主要事項> 中学校1・2年生における少人数数学級の実現	<p>県では、国より1年先行して小学校に少人数数学級を導入し、令和6年度に全学年で実現したことから、さらに国に先駆けて中学校1年生に少人数数学級を導入するとともに、平成22年度から県独自に実施している中学校1年生への選択制を中学校2年生に導入することで、引き続き、きめ細かな教育環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校1年生に少人数数学級を導入 ・中学校2年生に選択制（少人数数学級又はチームティーチングのいずれかを学校の判断で選択するもの）を導入 	330,601	教職員課
20 グローバル社会で生きぬくSAGA人材づくり事業	<p>グローバル化が進む中、国際的な視野を持ち、外国語によるコミュニケーション能力や多様な人々との共生を可能とする資質・能力を備えたグローバル人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学生受入促進 ・海外留学や海外研修への支援 ・体験的国際理解活動の推進 等 	61,609	教育振興課
21 帰国・外国人児童生徒教育の推進支援事業	<p>帰国・外国人児童生徒等が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるよう、当該児童生徒等の実情に応じた指導方法の工夫改善及び支援体制について、研究を行い、成果の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導・支援方法の研究及び市町への補助 ・連絡協議会の開催 ・研修会の開催 等 	9,073	教育振興課

(巻末資料) 令和7年度の主な事業

(単位：千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額(事業)	課・室名
III 健やかな佐賀のこどもを育む教育の推進			
22	SAGA部活推進事業	学校と地域の連携を深めた新たな部活動のスタイル「SAGA部活」の体制を整備し、SSP構想の推進と文化芸術の振興を図る。 ・SAGA部活スペシャルサポーター派遣 ・部活サポーター派遣 ・SAGA部活指導者発掘支援事業 ・地域スポーツクラブ活動体制整備 ・SAGA部活アスリートアドバイザー事業 等	105,436 保健体育課
23	運動部活動外部指導者派遣事業	専門的な知識・技術を有する運動部活動外部指導者を県内の高等学校に派遣し、運動部活動の充実を図る。	1,564 保健体育課
24	部活動指導員活用事業	公立中学校に部活動指導員を配置し、効果的に活用することにより、部活動に従事する教員の負担軽減を図るとともに、生徒のニーズに応じた技術サポートを行う。	14,969 保健体育課
25	子どもの体力向上推進事業	子どもの体力向上を図るため、各種体力調査の結果をもとに各学校において改善に役立つ具体的な方策を提案し支援する。 ・スポーツチャレンジの推進 ・体力向上優良校等の表彰 等	1,458 保健体育課
26	学校体育スポーツ推進事業	小・中学校の体育学習に対し、専門的な技術を有する外部指導者等の積極的な活用を支援する。 ・学校体育指導者講習会の開催 ・研究実践校等における研究 等	2,053 保健体育課
27	人権・同和教育充実事業	各学校の教職員が人権認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けるための研修会を開催するとともに、最新の研究に基づいた研修資料や教材を作成・提供することを通して、児童生徒に豊かな人権の学びを届ける。	1,860 人権・同和教育室
28	社会人権・同和教育充実事業	社会人権・同和教育の推進・充実を図るため、市町における指導者の養成及び資質の向上をねらいとし、研修会等を開催する。	5,166 人権・同和教育室
IV 誰もが安心して学べる「さがすたいるスクール」の推進			
29	特別支援学校整備事業（鳥栖特別支援学校）	障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育、地域のセンター的機能など鳥栖・基山地区の特別支援教育の更なる充実を図るため、令和6年3月末で閉校した県立九千部学園の敷地・建物を有効活用し、鳥栖市及び基山町の知的障害を有する小・中・高校生を受け入れる学校を整備する。 （鳥栖田代分校の全部及び中原特別支援学校本校の一部を集約する。） 【R7年度】 ・既存施設改修、小中学部棟増築 等	2,776,953 教育総務課 特別支援教育室
30	鳥栖特別支援学校設置事業	鳥栖特別支援学校の令和8年4月の開校に向け、初年度運営に必要な備品等を整備する。 ・普通教室及び特別教室等への備品の整備 ・教育ネットワーク関係機器構築作業 ・農地取得及び畑の管理 等	277,002 特別支援教育室
31	特別支援学校整備事業（中原特別支援学校）	児童生徒数の増加が著しい中原特別支援学校において、本校に教室棟、田代分校に仮設校舎を整備することにより、特別支援教育環境の充実を図る。 【R7年度】 ・本校：西教室棟（R4年度竣工）の維持管理 ・鳥栖田代分校：仮設校舎（R3年度設置）の賃貸借 ・鳥栖田代分校から鳥栖特別支援学校への移転	57,592 教育総務課 特別支援教育室
32	特別支援学校整備事業（金立特別支援学校、大和特別支援学校）	児童生徒数が増加している特別支援学校において、教室不足改善のための施設整備を行う。 【R7年度】 ・金立特別支援学校：教室棟・作業棟および駐車場の整備 ・大和特別支援学校：仮校舎の賃貸借	649,982 教育総務課 特別支援教育室

(巻末資料) 令和7年度の主な事業

(単位：千円)

施策体系・主な事業名		事業内容	予算額(事業)	課・室名
33	県立特別支援学校におけるスクールバス運行事業	自力での通学が困難な県立特別支援学校の児童生徒等の通学を支援するとともに、保護者等の通学に係る負担軽減を図るため、スクールバスを運行する。 ・スクールバス運行に係る委託経費(6コース)	99,272	特別支援教育室
34	特別支援教育推進事業	障害のある児童生徒等の自立と社会参加を一層推進していくために、特別支援学校、幼稚園、小・中・学校、高等学校における特別支援教育の推進を図る。 ・教職員各種研修(特別支援教育スキルアップ研修、特別支援教育アドバイザー養成研修) ・職業自立推進(就労支援コーディネーターの配置) ・学校生活支援(巡回相談員の派遣、専門家の派遣)等	16,220	特別支援教育室
35	特別支援学校における医療的ケア支援事業	学校に医療的ケア看護師、教育委員会に医療的ケアアドバイザーを配置することにより、特別支援学校内における医療的ケアの支援体制を強化し、児童生徒の学習機会の安定を図る。	142,725	特別支援教育室
36	不登校対策総合推進事業	不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けて、個々の状況に応じた効果的な段階的支援の充実を図る。 ・教育支援センター「しいの木」に不登校対応コーディネーターを配置 ・教育支援センターに不登校対応コーディネーターを配置する市町への補助 ・別室に常駐する学校生活支援員を配置する市町への補助 ・スクールソーシャルワーカーの派遣 ・不登校児童生徒へのカウンセリング等のアウトリーチ型支援を行う支援員の派遣 ・チーム学校として生徒指導上の課題解決に取り組むため、全ての県立高等学校に教育相談コーディネーターを配置等	160,453	生徒支援室
37	スクールカウンセラー等配置事業	学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置する。 また、県立高校に在籍する障害のある生徒の学校生活に必要な活動を支援するため、特別支援教育支援員等を配置する。	152,256	学校教育課 生徒支援室
38	いじめ対策等外部人材活用事業	いじめ問題等、生徒指導上の諸課題の早期解決に向けた取組強化のため、専門的見地から教職員への助言や児童生徒への指導を行うなど、学校内外で生徒指導の支援ができる人材「生徒指導支援員」を配置する。	19,735	生徒支援室
39	スクールロイヤー活用事業	専門知識を有する弁護士(スクールロイヤー)から指導・助言を受けることで、教職員の負担軽減と安定した学校運営を図り、ひいては生徒の最善の利益を守る。 ・学校教育に係る案件に対する法的な助言 ・生徒向けの出前講座 ・いじめ防止等に係る教職員向け研修	836	生徒支援室
V 教育DXの推進と学びを支える環境づくり				
40	次期教育情報システム整備事業	令和8年度末で利用期限となる教育情報システムの更新を行い、子どもの主体的な学びと教職員の働き方改革を実現する教育環境を整備する。 ・教育情報システム等の更新に係る詳細設計・開発・移行 ・先進県視察	397	教育DX推進グループ
41	教育情報システム運用事業	教育情報システムの運用を行い、情報セキュリティの強化、学校現場の利便性の向上、教職員の負担軽減を図る。 ・システム運用保守等	401,096	教育DX推進グループ
42	SAGA教育DXスタートアップ事業	教育DXの実現に向けた試行・検証事業として、指定校を定めて、学習活動と校務事務のデジタル化を進める。 ・学習データのクラウド化、授業支援ソフトのクラウド化 ・デジタル採点支援システムの全校展開 ・テレワークシステムの実証 ・実証事業の展開及び普及促進	49,564	教育DX推進グループ

(巻末資料) 令和7年度の主な事業

(単位：千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額(事業)	課・室名
43 オンライン教育環境整備事業	<p>オンラインによる授業や面談など、教育活動をオンラインで実施するための環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業等をオンラインで配信するための支援員の配置 ・オンライン配信を行うための著作権処理補償金 ・自宅に通信環境がない児童生徒及び職員にUSB接続型携帯端末を貸与 	17,799	教育DX推進グループ
44 教育活動オンライン交流・情報発信事業	<p>オンラインを活用した学校行事等の映像配信、県外・海外等との交流を通じた教育活動を継続し、県立学校の情報発信とグローバル化に対応した教育活動の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像配信用アカウントの保守・運用 (YouTube) ・県外・海外との交流及びオンライン研修用アカウントの保守・運用 (Zoomアカウント) 	2,658	教育DX推進グループ
45 小・中・高を通じた英語教育強化事業	<p>小・中・高を通じて使用可能な英語学習デジタル教材で、児童生徒の英語力の測定及び個別最適な学びを可能とする。さらに児童・生徒の英語能力を向上させるための研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材サイトの運用保守 ・指導方法研究 	4,310	教育DX推進グループ
46 GIGAスクール構想支援事業	<p>県内20市町におけるGIGAスクール構想の本格実施を受け、各市町立学校におけるICT活用教育の推進を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定校での研究 (研究指定校3校) ・モデル授業公開、研修会の実施 ・訪問支援 	1,194	教育DX推進グループ
47 Eコネクト事業	<p>GIGAスクール構想でICT活用が進められている今、ICT活用教育のサイト「SAGA Eコネクト」を開設し、教員のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供したり、情報交換の場を設け、教員の資質向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用教育総合サイト「Eコネクト」の運用保守 ・授業動画作成 	3,731	教育DX推進グループ
48 学習用PC整備関連事業	<p>県立高校の生徒用学習用PCの整備、必要なライセンス等の調達、ヘルプデスク業務委託を通じた学校におけるICT活用教育支援等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校学習用PCリース及び修繕、マイクロソフトライセンスに係る経費 ・特別支援学校学習用PCリース ・コールセンター及び現地員による障害受付等への対応のためのヘルプデスク業務委託経費 	310,873	教育DX推進グループ
49 ICT活用教育関連整備事業	<p>教育の情報化 (ICT活用教育) の推進により、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実と教育の質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校 (中学校、高等学校、特別支援学校) の電子黒板 (液晶型) リース ・県立中学校、県立高校指導者用、予備機等のPCリース、及び機器修繕費等 ・特別支援学校学習用PC管理ソフトライセンス費 ・県立学校における情報機器廃棄委託費 等 	114,680	教育DX推進グループ
50 公立学校情報機器整備事業	<p>国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、各市町で整備された「1人1台端末」の更新を行い、より一層の活用を促進し、個別最適な学びを実現する取組を加速させるため、必要な整備及び費用の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の1人1台端末更新に係る補助 ・入出力支援装置整備及び市町への補助 	445,743	教育DX推進グループ
51 SAGAハイスクールDI人材育成事業	<p>「佐賀の子どもたちがデジタルで世界を変える」をビジョンに、若者を中心にデジタル人材増の加速化を図り、佐賀県のデジタルカアップに貢献し、デジタルでイノベーションを促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「SAGA DI Lab」を設置し、最先端のデジタル技術を学べる場の提供 ・DI人材プログラム (アドバンストコース、マスターコースの一部) の開発 	59,142	教育DX推進グループ
52 メタバースを活用した新しい時代の高等学校教育事業	<p>県立高校において、不登校経験など多様な背景を持つ生徒に対し、個々のニーズや困り感に応じたメタバース等を活用した授業やカリキュラムの創出を行い、個別最適な学びの保障を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面とメタバース等によるハイブリッド授業やカリキュラムの研究 ・家庭におけるオンラインコンテンツを利用した学習支援・評価の研究 	4,000	教育DX推進グループ

(巻末資料) 令和7年度の主な事業

(単位：千円)

施策体系・主な事業名	事業内容	予算額(事業)	課・室名
53 SAGAダイバーシティ3D教育スタートアップ事業	工業系の県立学校において、VR技術を利用した実技演習に係る実証を行い、教育効果の充実を図る。 ・VR溶接トレーニングの導入、実証 ・旋盤実習VRコンテンツの開発、実証	25,000	教育DX推進グループ
54 高等学校DX加速化推進事業	高校段階において、デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図る。 ・県立高校に対する、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化するための必要な環境整備支援	44,642	学校教育課
55 教員業務支援員配置事業補助	県内の市町立学校、県立中学校及び特別支援学校において、地域の人材を教員業務支援員(旧称スクール・サポート・スタッフ)として配置し、教員の専門性を必要としない業務に従事することで、教員の負担軽減を図る。 ・市町教育委員会への補助 ・県立中学校、特別支援学校への配置	57,735	教職員課
56 大学生教職体験プログラム事業	大学生に教員の業務体験をしてもらい、教員や生徒、同じ志を持つ学生と関わることで、「佐賀県で教員になりたい」という思いを持つ大学生を増やし、教職員人材確保の一つの手段とする。 ・大学1年生および大学3年生チャレンジ受験合格者を対象とした、体験プログラムの実施 ・参加学生同士や先輩教諭との意見交換の実施 ・参加した学生の活動動画を作成しSNS等で活用することで、教員の魅力発信を行う	2,179	教職員課
57 校舎等施設整備費(中学校、高校、特別支援)	県立中学校、県立高等学校及び特別支援学校施設の改修等を行い、環境改善を図る。 ・中学校：体育館照明設備LED化改修 ・高校：グラウンド拡張工事等 ・特別支援学校：生徒昇降口屋根設置工事等	483,776	教育総務課
58 長期保全整備事業(中学校、高校、特別支援)	「佐賀県立学校施設長寿命化計画」(H31年3月策定)に基づき、学校施設の計画的な保全工事等を行い、施設の長寿命化を推進する。 【建築】屋上防水工事、外壁改修工事 【電気】受変電設備改修、照明設備LED化改修工事 【衛生】給排水管改修工事等	1,684,518	教育総務課
59 奨学のための給付金事業	物価高騰により学用品等に係る負担が増加した高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学給付金を上乗せ給付することにより、保護者の負担軽減を図る。	12,850	教育総務課
60 学校管理運営費(中学校)(高校)	県立中学校、県立高等学校におけるエネルギー価格高騰に伴う保護者負担電気料の増額分に対して支援を行うことで、保護者の負担軽減を図る。	13,071	教育総務課
61 学校給食費等支援事業	物価高騰が続いている中、給食及び舎食の原材料費高騰分に対し支援することで、給食等の質や保護者負担等に転嫁することなく安全・安心な給食等の提供を行う。	34,181	保健体育課
62 育英資金貸付金(育英資金特別会計)	経済的理由により修学が困難な高校生に対し育英資金を貸与して、将来有為な人材を育成する。 ・貸与額：基礎額 18,000円、私立学校加算額 12,000円 他 ・新規貸付枠：344人	322,215	教育総務課

付第44号議案

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部改正について

このことについて、別紙のとおり決定する。

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由・内容

- 佐賀県教育委員会事務局の組織及び事務分掌を定める佐賀県教育委員会事務局組織規則ほか2規則について、令和7年4月1日付けの教育委員会事務局組織改正に伴い、必要な規定を整理するもの
- 施行期日 令和7年4月1日

参考（主な改正）

- 1 教育委員会事務局の総体2024総括監及びリーダーの職を削ることとした。
(佐賀県教育委員会事務局組織規則第8条、第9条、第15条の2関係)
(佐賀県教育委員会議決事項に関する規則第2条、佐賀県公立学校職員等表彰規則第4条)
- 2 分掌事務に関する規定から、全国高等学校総合体育大会の開催並びに国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会との連携に関する事務を削ることとした。
(佐賀県教育委員会事務局組織規則第8条、第9条、第15条の2関係)
- 3 総体2024総括監の掌理する事務のうちSAGA部活の推進に関する事務を保健体育課に移管することとした。
(佐賀県教育委員会事務局組織規則第3条、第8条関係)
- 4 教育委員会事務局に企画主幹の職を置くこととした。
(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条、第13条、第15条の2、第18条関係)

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（案）
 （佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第 1 条 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>(分課)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校教育課 略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第 8 条 事務局に教育危機管理・広報総括監及び総体 2 0 2 4 総括監を置くことができる。</p> <p>2 前項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を掌理する。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1108 1396 1995"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育危機管理・ 広報総括監</td> <td>危機管理及び広報に関する事務</td> </tr> <tr> <td>総体 2 0 2 4 総括監</td> <td>全国高等学校総合体育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	教育危機管理・ 広報総括監	危機管理及び広報に関する事務	総体 2 0 2 4 総括監	全国高等学校総合体育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2	<p>(分課)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 事務局の本庁に次の組織を置く。</p> <p>教育DX推進グループ</p> <p>3・4 略</p> <p>第 3 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課～学校教育課 略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) SAGA部活の推進に関すること。</p> <p>第 8 条 事務局に教育危機管理・広報総括監を置くことができる。</p> <p>2 教育危機管理・広報総括監は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。</p>
職	職務						
教育危機管理・ 広報総括監	危機管理及び広報に関する事務						
総体 2 0 2 4 総括監	全国高等学校総合体育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2						

改正前	改正後						
<p>4」という。)との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務</p>							
<p>第9条 略</p> <p>2 事務局に推進監及びリーダーを置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に掲げる事務をつかさどり、所属の職員の服務について指揮監督する。</p> <table border="1" data-bbox="614 1111 798 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="614 1767 662 1995">職</th> <th data-bbox="614 1111 662 1767">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="662 1767 710 1995">推進監</td> <td data-bbox="662 1111 710 1767">教育DXに関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 1767 798 1995">リーダー</td> <td data-bbox="710 1111 798 1767">総体2024の開催及びSAGA2024との連携に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	推進監	教育DXに関する事務	リーダー	総体2024の開催及びSAGA2024との連携に関する事務	<p>第9条 略</p> <p>2 事務局に推進監を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務をつかさどり、所属の職員の服務について指揮監督する。</p>
職	職務						
推進監	教育DXに関する事務						
リーダー	総体2024の開催及びSAGA2024との連携に関する事務						
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>						
<p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p>	<p>第12条 略</p> <p>2 課に企画主幹を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 副課長及び企画主幹は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p>						
<p>(1)・(2) 略</p> <p>4 第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>5 第3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。</p>						
<p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p>	<p>第13条 略</p> <p>2 室に企画主幹を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 副室長及び企画主幹は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務</p>						

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>4 <u>第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、室の分掌事務の一部を処理する。</u></p> <p>第15条の2 <u>第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、推進監及びリダーを補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。</u></p> <p>2 <u>第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、推進監及びリダーを補佐するため、参事、技術監、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p>(1) <u>総体2024の開催及びSAGA2024との連携に係る指導主幹の事務に関する調査及び企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>(4) 略</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p>(1) <u>総体2024の開催に関すること。</u></p> <p>(2) <u>SAGA2024との連携に関すること。</u></p> <p>(3) <u>(7) 略</u></p> <p>第18条 <u>第9条、第11条、第12条、第15条及び第15条の2に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</u></p> <p>(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)</p>	<p>務を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5 <u>第3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、室の分掌事務の一部を処理する。</u></p> <p>第15条の2 <u>第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。</u></p> <p>2 <u>第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、調整主幹、主幹及び係長を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の職のうち第2条第2項に規定する組織に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p>(1) <u>(3) 略</u></p> <p>4 <u>第2項の職のうち第2条第2項に規定する組織に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</u></p> <p>(1) <u>(5) 略</u></p> <p>第18条 <u>第9条、第11条、第12条、第15条及び第15条の2に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長、企画主幹、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。</u></p>
<p>第2条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第2条 佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。</p>

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、課長、推進監、リーダー及び教育事務所長並びに学校(市町立学校を含む。)その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員に関すること</p> <p>(9)～(14) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、推進監及び教育事務所長並びに学校(市町立学校を含む。)その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関すること</p> <p>(9)～(14) 略</p> <p>2～4 略</p>

(佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則(昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
別表(第4条関係)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左欄(職員)</th> <th style="text-align: center;">右欄(職)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">指導主事</td> <td style="vertical-align: top;">調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">事務職員</td> <td style="vertical-align: top;">調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事</td> </tr> </tbody> </table>	左欄(職員)	右欄(職)	指導主事	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事	事務職員	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">左欄(職員)</th> <th style="text-align: center;">右欄(職)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">指導主事</td> <td style="vertical-align: top;">調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">事務職員</td> <td style="vertical-align: top;">調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事</td> </tr> </tbody> </table>	左欄(職員)	右欄(職)	指導主事	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事	事務職員	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事
左欄(職員)	右欄(職)												
指導主事	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事												
事務職員	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事												
左欄(職員)	右欄(職)												
指導主事	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事												
事務職員	調整主幹(佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。) 指導主事												

改正前		改正後	
	<p>組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員</p>		<p>組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員</p>
技術職員	<p>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員</p>	技術職員	<p>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員</p>
社会教育主事	<p>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、社会教育主事</p>	社会教育主事	<p>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。)、副主幹、主幹、主任主査、主査、社会教育主事</p>

改正前	改正後
略	略

(佐賀県教育財産管理規則の一部改正)

第4条 佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことという。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に掲げる組織（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことという。</p>

(佐賀県公立学校職員等表彰規則の一部改正)

第5条 佐賀県公立学校職員等表彰規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(具申)</p> <p>第4条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県教育委員会事務局の本庁の課長、推進監、リーダー、室長</p>	<p>(具申)</p> <p>第4条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県教育委員会事務局の本庁の課長、推進監、室長及び教育事</p>

改正前	改正後
及び教育事務所長 (4)・(5) 略 2 略	務所長 (4)・(5) 略 2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由・内容

○佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴い、関係訓令の規定を整備する必要があるため。

○施行期日 令和7年4月1日

参考（主な改正）

以下の訓令において、総体2024総括監及びリーダーの職に関する規定の削除並びに企画主幹の職に関する規定の追加等を行う。

- (1) 佐賀県教育委員会公印規程
- (2) 佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程
- (3) 教育委員会事務局専決規程
- (4) 佐賀県教育委員会電子署名規程

佐賀県教育委員会訓令第 号

本 庁
教育事務所
教育機関

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
令和 7 年 月 日

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (案)
佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美
(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第 1 条 佐賀県教育委員会公印規程 (昭和63年佐賀県教育委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) 第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則 (昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。) 第 2 条第 1 項に規定する課、<u>組織規則第 9 条第 2 項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(2) 課長 <u>組織規則第 2 条第 1 項に規定する課の長並びに組織規則第 9 条第 2 項に規定する推進監及びリーダーをいう。</u></p> <p>(公印の種類) 第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>総体2024総括監印</u> (8)～(17) 略</p>	<p>(定義) 第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 佐賀県教育委員会事務局組織規則 (昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。) 第 2 条第 1 項に規定する課<u>及び同条第 2 項に規定する組織をいう。</u></p> <p>(2) 課長 <u>組織規則第 9 条第 1 項に規定する課長及び同条第 2 項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第 18 条の規定により置かれた課長をいう。</u></p> <p>(公印の種類) 第 2 条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7)～(16) 略</p>

改正前		改正後	
2 略	別表 (第3条関係)	2 略	別表 (第3条関係)
種類	ひな型	種類	ひな型
寸法(方ミリメートル)	寸法(方ミリメートル)	寸法(方ミリメートル)	寸法(方ミリメートル)
公印管守者	公印管守者	公印管守者	公印管守者
略	略	略	略
教育危機管理・広報総括監印	略	教育危機管理・広報総括監印	略
総体2024総括監印		22	〃
課印	略	課印	略
略	略	略	略

(佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程(平成6年佐賀県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
(3) 課 組織規則第2条第1項に掲げる課、組織規則第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者か		(3) 課 組織規則第2条第1項に規定する課及び同条第2項に規定する組織をいう。	

改正前	改正後
<p>らなる組織をいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 教育機関等 教育機関及び組織規則第2条第2項に掲げる教育事務所をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(教育委員会事務局専決規程の一部改正)</p> <p>第3条 教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 教育機関等 教育機関及び組織規則第2条第3項に規定する教育事務所をいう。</p> <p>(6) 略</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育危機管理・広報総括監 組織規則第8条第1項に規定する教育危機管理・広報総括監をいう。</p> <p>(5) <u>総体2024総括監 組織規則第8条第1項に規定する総体2024総括監をいう。</u></p> <p>(6) 課長 組織規則第2条第1項に規定する課の課長並びに組織規則第9条第2項に規定する推進監（以下「推進監」という。）及びリーダー（以下「リーダー」という。）をいう。</p> <p>(7) 室長 組織規則第5条第1項に規定する室の室長をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 副課長 組織規則第2条第1項に規定する課の副課長、組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた副課長、組織規則第14条に規定する人事主幹及び指導主幹並びに組織規則第15条の2第1項に規定する情報主幹及び指導主幹をい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 教育危機管理・広報総括監 組織規則第8条第1項の規定により置かれた教育危機管理・広報総括監をいう。</p> <p>(5) 課長 組織規則第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監（以下「推進監」という。）並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</p> <p>(6) 室長 組織規則第10条第1項に規定する室長をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 副課長 組織規則第12条第1項の規定により置かれた副課長及び同条第2項の規定により置かれた企画主幹、組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた副課長及び企画主幹、組織規則第14条に規定する人事主幹及び指導主幹並び</p>

改正前	改正後
<p>う。</p> <p>(10) 副室長 組織規則第5条第1項に規定する室の副室長をいう。</p> <p>(11) 係長 組織規則第12条第2項及び第13条第2項の規定により置かれた調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第15条第1項に規定する係長並びに組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。</p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(総体2024総括監専決事項)</p> <p>第4条の2 総体2024総括監は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 全国高等学校総合体育大会（以下「総体2024」という。）の開催に関すること。</p> <p>(2) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）との連携に関すること。</p> <p>(3) SAGA部活の推進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長の権限に属する事務のうち教育長が定めるものの処理に関すること。</p> <p>(リーダー専決事項)</p> <p>第5条の3 リーダーは、総体2024総括監が専決することができる事務のうち、総体2024総括監が定めるものを専決することができる。</p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p>	<p>に組織規則第15条の2第1項に規定する情報主幹及び指導主幹をいう。</p> <p>(9) 副室長 組織規則第13条第1項の規定により置かれた副室長をいう。</p> <p>(10) 係長 組織規則第12条第3項及び第13条第3項の規定により置かれた調整主幹、副主幹及び主幹、組織規則第15条第1項の規定により置かれた係長並びに組織規則第15条の2第2項及び第18条の規定により置かれた調整主幹、副主幹、主幹及び係長をいう。</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 保健体育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p>

改正前	改正後
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略 (9) <u>SAGA部活の推進に関すること。</u>

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第4条 佐賀県教育委員会電子署名規程（平成14年佐賀県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）<u>第2条第1項に規定する課の長並びに組織規則第9条第2項に規定する推進監及びリーダーをいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育事務所長 組織規則第2条第2項に規定する<u>教育事務所</u>の長をいう。</p> <p>(4) 教育事務所支所長 組織規則第2条第3項に規定する<u>教育事務所支所</u>の長をいう。</p> <p>(5)～(12) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）<u>第9条第1項に規定する課長及び同条第2項の規定により置かれた推進監並びに組織規則第18条の規定により置かれた課長をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 教育事務所長 組織規則第17条第1項に規定する<u>教育事務所</u>長をいう。</p> <p>(4) 教育事務所支所長 組織規則第17条第1項に規定する<u>教育事務所支所</u>長をいう。</p> <p>(5)～(12) 略</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

◎令和7年4月1日組織体制（案）

現 行（令和6年4月1日）	改 正（令和7年4月1日）
教育委員会事務局	教育委員会事務局
副教育長 教育危機管理・広報総括監 総体2024総括監	副教育長 教育危機管理・広報総括監 (廃止)
(全国高校総体2024推進チーム) リーダー 総務広報担当 宿泊輸送担当 競技担当	(廃止)
(教育DX推進グループ) 推進監 ICT活用教育担当	(教育DX推進グループ) 推進監 ICT活用教育担当 校務DX推進担当
情報システム・ネットワーク担当 セキュリティ担当	情報システム・ネットワーク担当 セキュリティ担当
教育総務課 総務調整担当 危機管理・広報担当 学校財務担当 学校施設担当	教育総務課 総務調整担当 危機管理・広報担当 学校財務担当 学校施設担当
教育振興課 唯一無二の学校づくり担当 グローバル人材育成担当	教育振興課 唯一無二の学校づくり担当 グローバル人材育成担当
特別支援教育室	特別支援教育室 特別支援教育担当 鳥栖特別支援学校開校準備担当
教職員課 県立学校人事担当 小中学校人事担当 働き方改革推進担当 法規担当 給与制度担当 給与管理担当 健康管理担当 福利担当	教職員課 県立学校人事担当 小中学校人事担当 働き方改革推進担当 法規担当 給与制度担当 給与管理担当 健康管理担当 福利担当
学校教育課 義務教育担当 学力向上推進担当 特別活動担当 高校教育担当 産業教育担当	学校教育課 義務教育担当 学力向上推進担当 特別活動担当 高校教育担当 産業教育担当
生徒支援室 生徒支援担当 安全担当	生徒支援室 生徒支援担当 安全担当
人権・同和対策室	人権・同和対策室
保健体育課 学校体育・SAGA部活担当 健康教育担当	保健体育課 学校体育・SAGA部活担当 健康教育担当

付第45号議案

佐賀県教育センターの管理に関する規則及び教育委員会事務局専決規程の一部改正について

このことについて、別紙のとおり決定する。

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部改正（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由・内容

1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（※）の改正に伴い、センター職員に対する子育て部分休暇の承認について、所長の専決事務として規則に追加するもの。

2 施行期日 令和7年4月1日

※一部を改正する条例を令和7年2月定例県議会へ提案

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育センターの管理に関する規則の一部を改正する規則
佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和54年佐賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条の2 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、<u>特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会事務局専決規程の一部改正（案）の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由・内容

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（※）の改正に伴い、職員に対する子育て部分休暇の承認について、課長、室長及び教育事務所長の専決事務として規程に追加するもの。
- 2 施行期日 令和7年4月1日

※一部を改正する条例を令和7年2月定例県議会へ提案

佐賀県教育委員会訓令第 号

本 庁
教育事務所

教育委員会事務局専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、<u>子育て部分休暇</u>、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正について（子育て部分休暇）

- 「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の改正概要

（子育て部分休暇の創設）

	現行制度	今回導入 (部分休業に加え、部分休暇制度を創設)
制度 (根拠条例)	部分休業 (佐賀県職員の育児休業等に関する条例)	子育て部分休暇 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
対象となる子の年齢	小学校就学前まで	小学1年生
内容	1日2時間以内の勤務時間短縮	同左
給料	無給	同左

付第46号議案

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり定める。

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会 教育総務課

改正の理由・内容

1 行政手続法及び佐賀県行政手続条例の規定に基づく聴聞の実施に関し必要な事項を定める本規則において、聴聞の主宰者（行政庁が指名した者）が作成する聴聞調書及び報告書の様式について、削除しても特に支障がないことから文書番号の記載箇所を削除するもの

2 施行期日 公布の日

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則 (案)

佐賀県教育委員会聴聞規則 (平成 6 年佐賀県教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>様式第11号その1 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="464 1124 639 2007"> <tr> <td data-bbox="464 1124 592 2007"> <p>第 年 月 日</p> </td> <td data-bbox="464 197 592 1079"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 1124 639 2007"> <p>略</p> </td> <td data-bbox="592 197 639 1079"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>第 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>様式第11号その1 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="464 197 639 1079"> <tr> <td data-bbox="464 197 592 1079"> <p>年 月 日</p> </td> <td data-bbox="464 197 592 1079"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 197 639 1079"> <p>略</p> </td> <td data-bbox="592 197 639 1079"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p>年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p>様式第12号 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="692 1124 868 2007"> <tr> <td data-bbox="692 1124 820 2007"> <p>第 年 月 日</p> </td> <td data-bbox="692 197 820 1079"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 1124 868 2007"> <p>略</p> </td> <td data-bbox="820 197 868 1079"> <p>略</p> </td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	<p>第 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>様式第12号 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="692 197 868 1079"> <tr> <td data-bbox="692 197 820 1079"> <p>年 月 日</p> </td> <td data-bbox="692 197 820 1079"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 197 868 1079"> <p>略</p> </td> <td data-bbox="820 197 868 1079"> <p>略</p> </td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	<p>年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p>年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付第 4 7 号議案

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則（案）について

このことについて、別添のとおり一部改正する。

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則 (案)の概要

教育委員会事務局教育振興課 特別支援教育室

改正の理由・内容

○改正理由

鳥栖特別支援学校を新たに設置する等のための佐賀県立学校設置条例の改正に伴い、次の3本の規則を改正するもの。

- ・佐賀県立学校の課程等に関する規則
- ・佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則
- ・佐賀県立学校の分校に関する規則

○改正内容

- ・佐賀県立学校の課程等に関する規則
鳥栖特別支援学校の障害種別、部、学科の追加等
- ・佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則
鳥栖特別支援学校の障害種別、部、就学区域の追加等
- ・佐賀県立学校の分校に関する規則
中原特別支援学校鳥栖田代分校の削除

○ 施行期日 令和8年4月1日

※佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例(案)は、令和7年2月議会で議決済。

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県立学校の課程等に関する規則等の一部を改正する規則 (案)
 (佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部改正)

第 1 条 佐賀県立学校の課程等に関する規則 (昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第 3 (第 4 条関係)				別表第 3 (第 4 条関係)			
学校	障害種別	部、科	学科	学校	障害種別	部、科	学科
略				略			
佐賀県立大和特別支援学校	略			佐賀県立大和特別支援学校	略		
佐賀県立唐津特別支援学校	略	本校		佐賀県立唐津特別支援学校	略	小学部	
		好学舎				中学部	
		分校				高等部	普通科
略				略			
佐賀県立中原特別支援学校	知的障害 肢体不自由 病弱	本校		佐賀県立中原特別支援学校	知的障害 肢体不自由 病弱	小学部	
		鳥栖田代分校				中学部	
			普通科			高等部	普通科
略				略			

(佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第 2 条 佐賀県立特別支援学校の就学区域に関する規則 (平成21年佐賀県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
学校	障害種別	部	就学区	学校	障害種別	部	就学区
略				略			
佐賀県立大和特別支援学校	略			佐賀県立大和特別支援学校	略		
佐賀県立唐津特別支援学校	略	本校 好 学 舎 分 校		佐賀県立唐津特別支援学校	略	本校 好 学 舎 分 校	
略				略			
佐賀県立中原特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びびみやき町	佐賀県立中原特別支援学校	知的障害	小学部 中学部 高等部	神崎市、吉野ヶ里町、上峰町及びびみやき町
	肢体不自由	小学部 中学部 高等部	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びびみやき町		肢体不自由	小学部 中学部 高等部	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びびみやき町
	病弱	小学部 中学部 高等部	県全域		病弱	小学部 中学部 高等部	県全域
	知的障害	小学部 中学部	鳥栖市及び基山町				

改正前		改正後	
	分校		

(佐賀県立学校の分校に関する規則の一部改正)

第3条 佐賀県立学校の分校に関する規則（平成21年佐賀県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）			
分校の名称	分校の位置	分校の名称	分校の位置
略		略	
佐賀県立唐津特別支援学校 校好学舎分校	略	佐賀県立唐津特別支援学 校好学舎分校	略
佐賀県立中原特別支援学 校鳥栖田代分校	鳥栖市	佐賀県立中原特別支 援学校	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

付第48号議案

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）について

このことについて、別紙のとおり改正する。

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員 の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会 教職員課

改正の理由・内容

○県教育委員会事務局や公立学校等に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定める
本規則において、令和6年10月17日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、給与制度のアップデートが行
われることを踏まえ、会計年度任用職員についても所要の改正を行う必要があるため。

○ 施行期日 令和7年4月1日

参考（主な改正）

○公立学校に勤務する非常勤講師の通勤に係る費用弁償額の上限額の引き上げを行うもの

佐賀県教育委員会規則第48号

佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則(案)
 佐賀県教育委員会事務局及び公立学校その他の教育機関に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和2年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正前	改正後
<p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(非常勤講師の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第3条 略</p>
<p>2 前項の第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を1日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる第1号会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した実費額(当該額が2,619円を超えるときは、<u>2,619円</u>)。ただし、通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用する者については、当該定期券の価額を当該定期券の通算期間の月数で除して得た額を21で除して得た額(当該額が2,619円を超えるときは、<u>2,619円</u>)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる第1号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>1,828円</u>の範囲内において教育長が定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる第1号会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育長が定める区分に応じ、前2</p>	<p>2 前項の第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を1日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる第1号会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した実費額(当該額が3,809円を超えるときは、<u>3,809円</u>)。ただし、通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用する者については、当該定期券の価額を当該定期券の通算期間の月数で除して得た額を21で除して得た額(当該額が3,809円を超えるときは、<u>3,809円</u>)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる第1号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>1,919円</u>の範囲内において教育長が定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる第1号会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育長が定める区分に応じ、前2</p>	<p>2 前項の第1号会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を1日当たりの費用弁償の額とし、その額に現に勤務した日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる第1号会計年度任用職員 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した実費額(当該額が3,809円を超えるときは、<u>3,809円</u>)。ただし、通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)を使用する者については、当該定期券の価額を当該定期券の通算期間の月数で除して得た額を21で除して得た額(当該額が3,809円を超えるときは、<u>3,809円</u>)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる第1号会計年度任用職員 その使用する自転車等の種類及びその使用距離を考慮して、<u>1,919円</u>の範囲内において教育長が定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる第1号会計年度任用職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して教育長が定める区分に応じ、前2</p>

改正前	改正後
<p>号に定める額を合算した額（当該額が<u>2,619円</u>を超えるときは、<u>2,619円</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>号に定める額を合算した額（当該額が<u>3,809円</u>を超えるときは、<u>3,809円</u>）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第1号又は第3号に掲げる第1号会計年度任用職員であって、<u>育児、介護等のやむを得ない事情により交通機関等による通勤を必要とするものについては、前項第1号及び第3号中「3,809円」とあるのは「7,142円」とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

付第49号議案

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（案）について

このことについて、別紙のとおり改正する。

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する範囲を定める規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会 教職員課

改正の理由・内容

〇市町立小中学校に勤務する職員に係る手当支給にあたって、市町が処理する事務の範囲の定める本規則において、扶養手当に関する規則の改正に伴い、引用条項の改正を行うもの。

〇施行期日 令和7年4月1日

佐賀県教育委員会規則第49号

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県公立学校職員給与条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成22年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第23条の3に規定する人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 扶養手当に関する規則（昭和61年佐賀県人事委員会規則第1号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 規則第5条の規定により、条例第10条第2項の扶養親族たる要件を具備するかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを確認すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第23条の3に規定する人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 扶養手当に関する規則（昭和61年佐賀県人事委員会規則第1号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 規則第6条の規定により、条例第10条第2項の扶養親族たる要件を具備するかどうか及び扶養手当の月額が適当であるかどうかを確認すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

付第50号議案

佐賀県教育職員免許状再授与審査会規則（案）について

このことについて、別紙のとおり制定する。

佐賀県教育職員免許状再授与審査会規則（案）の概要

教育委員会 教職員課

制定の理由・内容

1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則第6条に基づき、本県に設置する佐賀県教育職員免許状再授与審査会※の組織及び運営に関し必要な事項を新たに定めるもの。

2 施行期日 令和7年4月1日

※ 特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行い教育職員免許状が失効等となった者をいう。）に対し、教育職員免許状を再授与するに当たって意見を聴くこととされている審査会

主な内容

- ・委員の人数
- ・委員の守秘義務
- ・会議の非公開
- ・議事に利害関係を有する者の取扱い
- ・委員以外の者からの意見聴取

佐賀県教育職員免許状再授与審査会規則（案）について <別紙>

【制定について】

児童生徒への性暴力によって免許状が失効または取上げとなった者（以下、特定免許失効者等という）が再び免許状を取得しようとする場合、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下、法という）が施行されたことから、法第22条により都道府県教育委員会は再授与にあたっては再授与審査会に意見を聴くこととなった。

これを受け、法施行規則（以下、省令という）第6条により、教育職員免許状再授与審査会の組織・運営事項に關して省令に定めのない箇所については、都道府県教育委員会規則で定めることとされたため、新たに教育職員免許状再授与審査会規則を制定する。

【教育職員免許状再授与審査会について】

- 1 児童生徒性暴力等を行った事により懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない、ということが教育職員免許状再授与審査会の基本的な趣旨
- 2 特定免許失効者等から教員免許の再授与申請があった際、再授与が適当であるかを審査し授与権者（県教委）に意見を述べる佐賀県教育委員会の附属機関
- 3 法の適用が施行日の令和4年4月1日であり、免許の失効または取上げ処分による欠格期間が3年間であることから、教育職員免許状再授与審査会への再授与申請の可能性は、令和7年4月1日以降

【省令と県規則が定める主な内容】

省令に定められている内容と、今回県規則において定めようとする主な内容は次のとおり。

(1) 組織に関すること

区分	内容	省令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の人数	5人以内		○
委員の構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者 （医療、心理、福祉又は法律の専門家） ・その他県教育委員会が適当と認める者		○
委員の義務	守秘義務		○

(2) 運営に関すること

区分	内容	省令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	・再授与「可」とする際：原則全会一致 （一致しない場合は、出席委員の過半数の同意） ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意	○	
会の招集	会長		○
会議の公開	非公開		○
利害関係者	議事と利害関係を有する委員は議決権なし		○
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○

佐賀県教育委員会規則 第 号

佐賀県教育職員免許状再授与審査会規則 (案)
(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則 (令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。) 第 6 条の規定に基づき、佐賀県教育職員免許状再授与審査会 (以下「審査会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 省令第 3 条第 1 項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者

(2) その他佐賀県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

(参考人)

第 5 条 審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、佐賀県教育委員会事務局教職員課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正)

2 附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則 (昭和 33 年佐賀県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
職名	報酬日額	職名	報酬日額
略	略	略	略
いじめ問題対策委員会の委員	略	いじめ問題対策委員会の委員	略
		佐賀県教育職員免許状再授与審査会の委員	9,500円
			行政職6級

【参考】関係法令

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
（特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例）

第22条 特定免許状失効者等については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

（都道府県教育職員免許状再授与審査会）

第23条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年省令第5号）
（都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員）

第3条 都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の委員は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第5条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

（雑則）

第6条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の公布について（令和4年3文科教第1380号）

（第二 留意事項 ー 2 審査会の組織及び運営に関する事項）

（1）規則第3条第1項に規定する「児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者」として、例えば、以下の専門家が該当し得ること。また、文部科学省において、専門家の候補となる者の情報共有等を行う予定であること。

① 医療関係者（医師等）

② 心理関係者（臨床心理士、犯罪心理学者、スクールカウンセラー等）

③ 福祉関係者（社会福祉士、児童相談所関係者、スクールソーシャルワーカー等）

④ 法律関係者（弁護士等）

⑤ その他（教育関係学者、性犯罪の更生プログラム等に詳しい保護観察官、警察関係者等）

（2）規則第6条に基づき、都道府県教育委員会規則に定める事項として、例えば、委員の人数、会議を非公開とすること、委員の守秘義務、委員以外の者への意見聴取、議事に利害関係を有する者の取り扱い等が考えられること。

（3）法の施行の日は令和4年4月1日であり、この施行の日より前に児童生徒性暴力等を行い施行の日以後に特定免許状失効者等となった者は免許状再授与審査の対象とはならないこと。また、特定免許状失効者等となった者の免許状取得に関しては、例えば、懲戒免職の場合には3年間の欠格期間が生じることを踏まえると、再授与審査が行われるのは定常的には令和7年度以降となるため、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について、規則第6条に基づく都道府県教育委員会規則の策定は必ずしも法の施行の日（令和4年4月1日）までに行う必要はないこと。

付第51号議案

市町立学校学級編制基準（案）について

このことについて、別紙のとおり定める。

市町立学校学級編制基準

佐賀県教育委員会

令和3年改正法による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「新標準法」という。）第3条第2項に基づき、市町立学校の学級編制の基準を定め、令和7年度学級編制から適用する。

【学級編制の基準】

市町立学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次のとおりとする。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童 又は生徒の数
小学校 (義務教育学校 前期課程を含む)	同学年の児童で編制する学級	35人
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあたっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校 (義務教育学校 後期課程を含む)	同学年の生徒で編制する学級	35人（第1学年）
		40人（第2学年から第3学年まで）
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

付第52号議案

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施方針素案（案）
について

このことについて、別紙のとおり定める。

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施方針素案（案）

1 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜の実施時期

令和10年度入学者選抜（令和7年度の中学1年生が対象）

2 新たな佐賀県立高等学校入学者選抜の方向性

- **分かりやすい選抜方式にします。**
 - ・ 一般選抜選考Ⅰ・選考Ⅱを廃止し、特色型選抜（選考）及び一般選抜（選考）の2つの型の選抜を実施
- **受検生の能力や意欲を多面的に評価します。**
 - ・ 多様な評価を行う機会の設定
（スポーツや文化・芸術等の実績、特定教科の重点評価、スクール・ポリシーとのマッチング等）
 - ・ 各教科の学力検査に加え、面接・自己表現・作文・実技検査・学校独自問題等の検査を組み合わせた評価
- **中学校で身に付けた学力を、「育成すべき資質・能力の三つの柱」に基づいて評価します。**
 - ・ 各教科の学力検査や実技検査による、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」の評価
 - ・ 面接・自己表現・作文等による、「学びに向かう力」の評価
- **受検生が安心して受検できるようにします。**
 - ・ 重点評価枠（不登校経験や発達障害のある生徒等の募集枠）の継続
 - ・ 配慮が必要な受検生を対象とした特例措置・特別枠の充実
 - ・ 本人に帰責しない事情により受検ができない受検生への追検査の実施
 - ・ 再募集の実施
- **受検生や中学校・高校にとってより適切な実施時期を検討します。**
 - ・ 高校を取りまく環境の変化等に対応した入学者選抜の実施時期について検討
- **中学校・高校における入学者選抜関連業務の簡素化・省力化を目指します。**
 - ・ 調査書の簡素化
 - ・ Web出願の検討

新たな佐賀県立高等学校入学者選抜について

佐賀県教育委員会

I 入学者選抜制度見直しの背景と目的

- 現行の佐賀県立高等学校入学者選抜制度は令和2年度入学者選抜から導入され、令和7年度まで6回の入試を実施した。その間、特別選抜の募集枠の改編（令和5年度「特色ある教育課程推進指定校枠」設定）や、帰国・外国人生徒等募集枠の新設、追検査日程の変更、二次募集の廃止と再募集の新設など、細かな改善を行いながら現在に至っている。
- 佐賀県では令和6年1月に「佐賀県教育大綱 Vol.3-人づくり大県さが-」を策定し、「自分で自分のことを決められる子ども」「高い志と佐賀に誇りを持った骨太でたくましい子ども」「豊かな感受性や人を想う優しさを持った子ども」「佐賀の未来を担う、多様な個性を持った人材」を育てることとしている。
- 現在、全ての佐賀県立高等学校では、学校の魅力や強みを磨き上げることにより、学校の活性化を図るとともに、社会に有為な人材の育成・輩出を目指す「唯一無二の学校づくり」に取り組んでおり、それぞれ特色化を進めている。
さらに、令和6年度から「三つの方針（スクール・ポリシー）」を策定し、これらの方針に基づいた学校運営をおこなっている。
- 現行の学習指導要領は「主体的・対話的で深い学び」により、三つの資質・能力をバランス良く育成することを目指し、中学校では令和3年度から全面実施、高等学校では令和4年度から年次進行で実施され、令和6年度が完成年度となった。
- これらの児童生徒を取り巻く昨今の教育環境の変化を踏まえ、佐賀県が育てたい子ども像や、新たな学力の評価に基づき、生徒の学ぶ意欲と高等学校のスクール・ポリシーとのマッチングが最大限はかれるような入学者選抜制度を目指す。

2 県立学校教育懇話会における主な意見

- 佐賀県教育委員会では、「高等学校入学者選抜制度に係る県立学校教育懇話会」を令和7年1月以降3回にわたって開催し、現行の入学者選抜制度の成果と課題や、今後の入学者選抜の在り方について、有識者や学校関係者等から意見聴取を行った。
以下は、その主な意見である。

【県立学校教育懇話会における主な意見】

(1) 現行の入学者選抜制度の成果と課題

- 特色型（現行の「特別選抜」）は募集枠等の見直しの余地があるが、それぞれの学校で学びたいという強い思いを持っている生徒の募集や、それぞれの学校の特色に応じた選抜を学校が主体的に実施できることについて、機能している。
- 一般選抜における選考方法（選考Ⅰ・Ⅱ）は、よりシンプルで分かりやすい制度が望まれる。

(2) 今後の入学者選抜の在り方

- 生徒の学ぶ意欲と高校のスクール・ポリシーとのマッチングが重要である。
- 受検生に自らの意欲や思いを表現する機会があってもよい。
- 受検生にとって分かりやすい入試制度にする。
- 県内外から進学してもらえよう入試制度にする。

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年4月～6月	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度の検討
令和7年7月	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度（概要）の決定・公表
令和7年8月～	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度の広報・周知
令和9年7月	令和10年度佐賀県立高等学校入学者選抜募集定員の決定・公表
令和10年（時期未定）	新たな佐賀県立高等学校入学者選抜実施

令和7年3月定例教育委員会資料

(令和7年3月26日)

報告事項

【公開】

佐賀県教育委員会

令和7年2月定例県議会における主な質問事項について

会期：令和7年2月14日（金） ～ 3月17日（月） <32日間>

【教育委員会関係】

(代表質問)

- 1 教育行政について

(一般質問)

- 1 G I G Aスクール端末の適切な更新と処分について
- 2 不登校対策について
- 3 高等特別支援学校について
- 4 児童生徒の学力向上について
- 5 佐賀県立高校について
- 6 こどもを守る取組について

(文教厚生常任委員会)

- 1 県立学校体育館の空調整備について
- 2 県立高校への志願者増に向けた取組について
- 3 少人数学級の取組について
- 4 不登校対策について
- 5 生徒の英語力向上について
- 6 唐津青翔高校T S U N A G A R Uプロジェクトについて

(高等教育機関問題対策等特別委員会)

- 1 県立大学について

第79回国民スポーツ大会冬季大会の結果について

- 期 間 令和7年2月13日(木)～16日(日)
- 会 場 花輪スキー場(秋田県鹿角市)
- 競 技 スキー(ジャイアントスラローム)
- 出場者

種別	氏名	所属名(学年)	順位	タイム
少年男子	稲増 秀成	佐賀西高等学校(2年)	DNF	

参加者 176名

DNS(DID NOT START) 2名

DNF(DID NOT FINISH) 47名

DSQ(DISQUALIFIED) 2名

種別	氏名	所属名	順位	タイム
少年女子	栗原 ひまり	鹿島高等学校 (1年)	89位	1:25.03
	西村 優希	佐賀西高等学校(1年)	90位	1:32.46

参加者 115名

DNS(DID NOT START) 5名

DNF(DID NOT FINISH) 16名

DSQ(DISQUALIFIED) 1名